

# 特定非営利活動法人森のたね 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人森のたね という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道空知郡中富良野町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の豊かなフィールドを舞台に町内外の子どもたち、またその家族を対象に自然体験を中心とした体験活動の機会を提供する。

また、一人ひとりが自分らしく、自然の中で心と体を豊かに育み「生きる力」を養い、地域の方々との交流、地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成のための教育及び保育事業
- (2) 家庭的保育事業
- (3) 保護者に対する子育て支援事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書等により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただ、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任務を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(欠員補助)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席でない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ

る場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議事の結果

(5) 議事録著名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）



- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に対する事項（役員の定数に関する事項を除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときには、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示、または電子公告を行う。

## 第10章 雑則

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
  - 理事長 小松 弘幸
  - 副理事長 杉山 雅章
  - 理事 谷崎 明男
  - 理事 向井 万利子
  - 理事 中井 裕之
  - 監事 石坂 雅人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年会費 1,000円
  - (2) 賛助会員 一口 500円

## 役員名簿

法人名	特定非営利活動法人 森のたね
-----	----------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬
理事長	こまつ ひろゆき 小松 弘幸	[REDACTED]	なし
副理事長	すぎやま まさあき 杉山 雅章	[REDACTED]	なし
理事	たにざき あきお 谷崎 明男	[REDACTED]	なし
理事	むかい まりこ 向井 万利子	[REDACTED]	なし
理事	なかい ひろゆき 中井 裕之	[REDACTED]	なし
監事	いしざか まさと 石坂 雅人	[REDACTED]	なし

## 特定非営利活動法人森のたね 設立趣旨書

太くて大きな木ばかりあるのが、『森』ではありません。  
細い木、小さい木、立派な花をつける木、可愛い種をつける木、ぐねぐねの木、といった“木”だけでなく、木の下に生える草や苔、枝で一休みする鳥、林床を駆け回る動物、木々の間を飛び回る虫、彼らを分解する菌。数えきれない多種多様な生命が揃ってこそ『森』です。  
私たちの人間社会も、性別の違い、年齢の違い、性格の違い、考え方の違い、育ちの違い、言語の違い、文化の違い、と多種多様な人達が作り上げている『森』であると私たちは考えます。

そんな『森』の中でも、しっかりと根を張り、芽吹ける『たね』であって欲しい。そして、時には誰かの木陰になってあげたり、足場となる枝を差し出したり、自らの木の実を分け与えてあげられるような『木』になって欲しいと願いを込めて、日々子ども達と向き合ってきました。

2007年に、自主保育サークルとしてスタートした「森のようちえん森のたね」。週に1～2日の活動から、現在は自主保育のスタンスを続けながら、専属保育士を迎え週5日の活動に広がっています。当時園児だった子どもたちも小学生、中学生となり、保育に入っていたお母さんお父さん達も現在はOG OBとして活動を支えています。また地域に根差した活動の積み重ねから応援して下さる方も増え、様々な角度から盛り上げて頂いています。

小さな『たね』から始まった私たち「森のたね」も、そんな皆さんの関係の深まりとともによりよい『森』のような団体へと成長していきたいという思いを強く抱き、特定非営利活動を行う法人格を取得しようという考えに至りました。

より小さなお子さんを子育てされているご家族や、小学生・中学生にステップアップした子どもたちのためにも広く活動を展開していこうと考えています。私たちの大切にしている自然体験の活動の機会を多くの皆さんに届け、地域も人も森も豊かに育ちあう団体を目指します。

令和5年9月26日

設立代表者

氏名 小松 弘幸

# 令和6年度 事業計画書

法人設立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人森のたね

## 1. 事業実施の方針

令和6年度は小規模保育園の運営を軌道に乗せることを中心に、これまで行ってきた自然体験活動とおして町内の子どもの育ち、見守る環境について形にしていく。「森のようちえん森のたね」を卒園した子どもをはじめ、地域の子どもの居場所作りとして小学生や親子を対象にしたイベントや話合う場を設け、みんなで考え向き合う機会を子どもたちと創り上げていく。

## 2. 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	受益対象者の範囲及び人数	従業員の人数	支出額(千円)
子どもの健全育成のための教育及び保育事業						
幼児親子自然体験事業	初めての野外あそびのフォローや自然の中であそぶ楽しさを提供する事業	平日随時受付	北星山森林公園等	中富良野町近隣の乳幼児親子年間 60 組程度	3人	10
家庭的保育事業						
小規模保育事業	小規模保育園森のたね開園 0~6 歳児を対象に自然の中で行う保育事業	平日 8 時半 ~16:30	中富良野町基線北 14 号	中富良野町近隣の乳幼児 12 人	10 人	5,660
保護者に対する子育て支援事業						
自然体験事業	町内外の親子を対象に北星山での四季折々の自然体験を提供するイベント	年 4 回	北星山森林公園等	中富良野町近隣の乳幼児・小学生親子年間 40 組程度	3人	10
その他目的を達成するために必要な事業						
プレーパーク事業	町内外の小学生以上を対象に北星山の自然体験を提供する事業	年 1 回	場所未定	町内外の乳幼児親子・小学生・中高生	5人	100
映画上映会	森のようちえんや小学生以上の子どもたちの居場所作りを展開している団体の映画を上映する事業	年 1 回	中富良野町改善センター	中富良野町近隣全域	10 人	50
森のようちえん留学	森のようちえんを体験したい家族を迎え入れ中富良野町の暮らしも体験してもらう事業	未定	未定	全国各地	未定	—

# 令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人森のたね

## 1. 事業実施の方針

令和7年度は小規模保育園の年間見通しが持てた上で、より安定感のある運営を目指す。強みである自然体験活動を通して、これまで準備を進めてきた事業を形にしていく1年にする。

## 2. 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	受益対象者の範囲及び人数	従業員の人数	支出額(千円)
子どもの健全育成のための教育及び保育事業						
幼児親子自然体験事業	初めての野外あそびのフォローや自然の中であそぶ楽しさを提供する事業	平日随時受付	北星山森林公園等	中富良野町近隣の乳幼児親子 年間 60 組程度	3 人	19
家庭的保育事業						
小規模保育事業	小規模保育園森のたね開園 0~6 歳児を対象に自然の中で行う保育事業	平日 8 時半 ~16:30	中富良野町基線北 14 号	中富良野町近隣の乳幼児 12 人	10 人	5,660
保護者に対する子育て支援事業						
自然体験事業	町内外の親子を対象に北星山での四季折々の自然体験を提供するイベント	年 4 回	北星山森林公園等	中富良野町近隣の乳幼児・小学生親子 年間 40 組程度	3 人	10
その他目的を達成するために必要な事業						
プレーパーク事業	町内外の小学生以上を対象に北星山の自然体験を提供する事業	年 1 回	中富良野町基線北 14 号 or なかふらのフラワーパーク	町内外の乳幼児親子・小学生・中高生	5 人	100
映画上映会	森のようちえんや小学生以上の子どもたちの居場所作りを展開している団体の映画を上映する事業	年 1 回	中富良野町改善センター	中富良野町近隣全域	10 人	50
森のようちえん留学	森のようちえんを体験したい家族を迎え入れ中富良野町の暮らしも体験してもらう事業	年 1 ~ 2 回	北星山森林公園等	全国各地	1 名	10

法人名： 特定非営利活動法人森のたね

## 活動計算書

法人設立の日 ～ 令和7年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15,000	0	15,000
賛助会員受取会費	3,000	0	3,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
A事業収益	12,000	0	12,000
B事業収益	7,000,000	0	7,000,000
C事業収益	0	0	0
D事業収益	0	0	0
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	7,030,000	0	7,030,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	4,800,000	0	4,800,000
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	4,800,000	0	4,800,000
(2)その他経費			
業務委託費	100,000	0	100,000
旅費交通費	0	0	0
地代家賃	924,000	0	924,000
減価償却費	0	0	0
雑費	6,000	0	6,000
その他経費計	1,030,000	0	1,030,000
事業費計	5,830,000	0	5,830,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	960,000	0	960,000
人件費計	960,000	0	960,000
(2)その他経費			
業務委託費	0	0	0
地代家賃	0	0	0
雑費	240,000	0	240,000
その他経費計	240,000	0	240,000
管理費計	1,200,000	0	1,200,000
経常費用計	7,030,000	0	7,030,000
当期経常増減額	0	0	0
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

法人名： 特定非営利活動法人森のたね

## 活動計算書

令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日 まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000	0	20,000
賛助会員受取会費	5,000	0	5,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
A事業収益	12,000	0	12,000
B事業収益	7,000,000	0	7,000,000
C事業収益	10,000	0	10,000
D事業収益	2,000	0	2,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	7,049,000	0	7,049,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	4,800,000	0	4,800,000
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	4,800,000	0	4,800,000
(2)その他経費			
業務委託費	100,000	0	100,000
旅費交通費	0	0	0
地代家賃	924,000	0	924,000
減価償却費	0	0	0
雑費	25,000	0	25,000
その他経費計	1,049,000	0	1,049,000
事業費計	5,849,000	0	5,849,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	960,000	0	960,000
人件費計	960,000	0	960,000
(2)その他経費			
業務委託費	0	0	0
地代家賃	0	0	0
雑費	240,000	0	240,000
その他経費計	240,000	0	240,000
管理費計	1,200,000	0	1,200,000
経常費用計	7,049,000	0	7,049,000
当期経常増減額	0	0	0
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0